

●農機具共済約款新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 後		現 行															
農機具損害共済約款		農機具損害共済約款															
(災害共済金を支払わない損害)		(災害共済金を支払わない損害)															
第5条 (略)		第5条 (略)															
(1) ~ (8) (略)		(1) ~ (8) (略)															
(9) <u>次に掲げる消耗部品にのみ発生した損害</u>		(9) <u>消耗部品にのみ発生した損害</u>															
<p>タイヤ、チューブ、チェーン類、爪、刃、オイル、エレメント、フィルタ、ベルト類、ケーブル類、電球類、電気配線、バッテリー、ヒューズ、点火プラグ、ワイヤー類、パイプ、ホース類、受網、かき込みホイール、こぎ歯、苗のせ台摺動部品、その他これらに類する消耗部品</p>		(新設)															
(10) <u>次に掲げる部品に生じた損害</u>		(新設)															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">損害のうち災害共済金 支払の責任を負わない 割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">消耗部品に準じる部品</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">クローラー</td> <td>新車購入後 1 年未満</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td>新車購入後 1 年以上 2 年未満</td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> <tr> <td>新車購入後 2 年以上 3 年未満</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td>新車購入後 3 年以上 4 年未満</td> <td style="text-align: center;">40%</td> </tr> <tr> <td>新車購入後 4 年以上 5 年未満</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> </tbody> </table>			損害のうち災害共済金 支払の責任を負わない 割合	消耗部品に準じる部品		クローラー	新車購入後 1 年未満	10%	新車購入後 1 年以上 2 年未満	20%	新車購入後 2 年以上 3 年未満	30%	新車購入後 3 年以上 4 年未満	40%	新車購入後 4 年以上 5 年未満	50%	(新設)
	損害のうち災害共済金 支払の責任を負わない 割合																
消耗部品に準じる部品																	
クローラー	新車購入後 1 年未満	10%															
	新車購入後 1 年以上 2 年未満	20%															
	新車購入後 2 年以上 3 年未満	30%															
	新車購入後 3 年以上 4 年未満	40%															
	新車購入後 4 年以上 5 年未満	50%															
2 (略)		2 (略)															
(災害共済金を支払わない場合)		(災害共済金を支払わない場合)															

第6条 この組合は、次の場合には災害共済金の全部又は一部を支払いません。

(1)～(4) (略)

(5) 加入者が災害共済金の支払請求手続を行使することができる時から3年間行使しない場合

(6) (略)

2 この組合は、前項第1号に該当する場合には、第7条第1項の規定による災害共済金と、第7条第2項の損害の額から当該損害の額に次表の左欄に掲げる遅延期間に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を損害の額と見なして算出した災害共済金との差額について、災害共済金を支払わないものとする。

通知の遅滞期間	削減割合
事故発生日から90日以上	50%
事故発生通知の前に共済目的の損害を復旧している場合	100%

(災害共済金の支払額)

第7条 (略)

2 (略)

3 加入者が故意又は重大な過失によって第26条(損害防止義務)第1項又は第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額(前項の損害の額に次の表1から表3までの左欄に掲げる場合及び事故回数に応じ、表1から表3までの右欄に掲げる削減割合を乗じて得た金額をいいます。)を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

第6条 この組合は、次の場合には災害共済金を支払いません。

(1)～(4) (略)

(5) 加入者が災害共済金の支払請求手続を3年間怠った場合

(6) (略)

(新設)

(災害共済金の支払額)

第7条 (略)

2 (略)

3 加入者が故意又は重大な過失によって第26条(損害防止義務)第1項又は第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。

4 前項の防止又は軽減をすることができたと認められる額の事由が複数ある場合は、表1から表3までに掲げる各項目の中で最も高い削減割合を適用します。

(新設)

表1

(新設)

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行ってれば損害を防止又は軽減できたと認められる場合		削減割合	
		最低	加算
燃料系統	燃料噴射ポンプ、バルブ、ノズル等の不良が原因で発生した事故	10%	0%
	燃料タンク及びストレーナー等の不良が原因で発生した事故	10%	0%
	燃料漏れ(パイプ・継手等)が原因で発生した事故	10%	0%
循環系統	原因が共済事故以外によるエンジンの焼付け	100%	0%
	オイル不足、汚れ、漏れが原因で発生した事故	50%	0%
冷却系統	冷却水凍結による破損・破裂	100%	0%
	冷却水漏れが原因で発生した事故	50%	0%
走行系統	駐車ブレーキ不良が原因で発生した事故	50%	0%
	操作ハンドル不良が原因で発生した事故	50%	0%
	ブレーキ不良が原因で発生した事故	50%	0%
	クラッチディスク不良が原因で発生した事故	50%	0%
作業装置	グリスの注油不足により発生したジョイント部の破損	100%	0%
	部品のゆるみ、脱落、キャップの締め忘れが原因で発生した事故	50%	0%

	油圧レバーの作動不良が原因で発生した事故	50%	0%	(新設)	
	チェーンの張り不足が原因で発生した事故	20%	0%		
	変速装置の異常が原因で発生した事故	20%	0%		
その他	過負荷状態での作業中に発生した事故	50%	0%		
作業前	移動中(圃場への移動・出入・運搬車輛への積み下ろし)	点検の実施	0%		10%
		ブレーキペダルの連結	20%		30%
		脇見運転	20%		10%
		速度及び設定ギア等の適正度	20%		10%
		その他安全確認等	20%		10%
作業中	旋廻時の接触等	速度・設定ギアの適正度	0%		20%
		アタッチメント等操作の適正度	0%		20%
		ギア選択・クラッチ操作等の適正度	0%		20%
		その他安全確認等	0%		10%
	巻き込み事故等	作業前の圃場の状況確認等	0%		20%
		その他安全確認等	0%		10%
	積込搬送	収穫物等の過積載	0%		50%
		走行速度及び急旋回などの操作	0%		20%
		その他安全確認	0%		20%
	停車中	駐車ブレーキのかけ具合	20%		30%
停車場所の適正度		20%	30%		
その他安全確認		20%	30%		

表 2

事故形態により損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	削減割合
獣害（家畜による畜産用農機具に生じた損害）	100%
獣害（上記以外）	50%

表 3

同一責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合		
事故回数	対象期間	削減割合
3回目以降	事故発生日を基準として過去2年間	50%

5 (略)

(告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合)

第21条 第10条（告知義務）、第12条（通知義務）第1項、第33条（共済関係の承継）第1項又は第34条（共済目的の入替え）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、次の表に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

承認又は承諾する場合	追加額	払戻額
1 加入者が第4条（災害共済金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に農機具共済加入申込書の記載事項に	共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率及び事務費賦課金率を乗じて得た共済掛金等	既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率を乗じ

(新設)

4 (略)

(告知・通知義務の承認の場合)

第21条 第10条（告知義務）、第12条（通知義務）第1項、第33条（共済関係の承継）第1項又は第34条（共済目的の入替え）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、別に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又は共済掛金の減額をすることができます。

(新設)

<p>ついて更正の申出をし、 組合がこれを承認する 場合</p>	<p>の額から既に領収し た共済掛金等を差し 引いた残額</p>	<p>て得た共済掛金の 額を差し引いた残 額</p>	<p>(共済掛金の返還—解除の場合) 第22条 (略)</p>
<p>2 加入者が共済責任の 開始後、共済目的の改造 又は用途の変更等につ いて共済目的の異動を 通知し、又は共済目的の 譲受人及び相続人その 他の包括承継人から共 済関係の承継の承諾申 請を受け、農業共済団体 がこれを承認し、又は承 諾する場合</p>	<p>承認又は承諾した 日以後の未経過共済 責任期間日数に対し て、変更後の共済掛 金等の額から変更前 の共済掛金等の額を 差し引いた残額</p>	<p>承認又は承諾し た日以後の未経過 共済責任期間日数 に対して、変更前の 共済掛金の額から 変更後の共済掛金 の額を差し引いた 残額</p>	
<p>3 加入者が共済目的で ある農機具と同一の機 種で、同一又は類似の性 能を有する新規の農機 具を取得した旨を通知 し、共済目的である農機 具の変更について組合 が承認する場合</p>		<p>承認又は承諾し た日以後の未経過 共済責任期間日数 に対して、変更前の 共済掛金の額から 変更後の共済掛金 の額を差し引いた 残額</p>	
<p>(共済掛金の返還—解除の場合) 第22条 (略)</p>			<p>(共済掛金の返還—解除の場合) 第22条 (略)</p>

2 第12条（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項又は第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して次の表により計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

返還する場合	返 還 額
<u>1 共済目的の改造又は用途の変更その他危険が著しく増加したこと等による解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合</u>	<u>共済掛金から共済掛金に経過月数に応じた下記の係数を乗じて得た額を差し引いた残額。</u>
<u>2 共済目的の改造又は用途の変更その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となつた事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき</u>	<u>共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額</u>
<u>3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であつて、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由</u>	<u>共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額</u>

2 第12条（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項又は第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対してこの組合の定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

（新設）

によらないとき

1の既経過月数に応じた係数

既経過共済 責任期間（月）	係 数 （％）
<u>1</u>	<u>20.0</u>
<u>2</u>	<u>30.0</u>
<u>3</u>	<u>40.0</u>
<u>4</u>	<u>50.0</u>
<u>5</u>	<u>60.0</u>
<u>6</u>	<u>70.0</u>
<u>7</u>	<u>75.0</u>
<u>8</u>	<u>80.0</u>
<u>9</u>	<u>85.0</u>
<u>10</u>	<u>90.0</u>
<u>11</u>	<u>95.0</u>

既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。

3（略）

4 第12条（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項及び第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期

3（略）

4 第12条（通知義務）第3項、第13条（危険増加による解除）第1項及び第16条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期



<p>間に対して<u>第2項の表</u>に定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。</p> <p>5 (略)</p> <p><u>(約款の変更を行う場合の対応)</u></p> <p><u>第37条</u> この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を農業共済団体の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ公表するほか、広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。</p>	<p>間に対してこの<u>組合</u>の定める係数をもって計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。</p> <p>5 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

附則

- 1 この約款の改正は、令和2年4月1日から施行する。